

令和5年度
定期監査等結果報告書

こどもみらい部

いわき市監査委員

いわき市議会議長 大 峯 英 之 様
いわき市長 内 田 広 之 様

いわき市監査委員 増 子 裕 昭
同 大和田 了 寿
同 大 友 康 夫
同 福 嶋 あずさ

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象

こどもみらい部

2 監査実施期間

令和5年8月3日から同年12月22日まで

3 監査の範囲

令和5年4月1日から同年6月30日までに、執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

5 監査の方法

次長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入に係る収入事務において、納入者から現金を受領したときに領収証書を交付していない例が認められた。

(こども家庭課)

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金として令和5年6月16日に出張して現金を収納したことから、市財務規則第49条の2第1項の規定に基づき、納入者に対しては、現金を受領したときに領収証書を交付しなければならないが、現金を指定金融機関へ払い込んだ後に交付していた。また、受領した現金については、同規則第49条の3第1項の規定に基づき、現金等払込書によって指定金融機関等に払い込まなければならないが、母子福祉資金貸付金納付書によって払い込まれていた。【類例1件あり】

いわき市財務規則

(出納機関の直接収納)

第49条 出納機関は、出張して収納するとき、納入者が現金若しくは施行令第156条第1項に規定する証券を持参したとき、又は納入者から現金若しくは当該証券の送付があつたときは、直接これを収納することができる。

(領収証書の発行)

第49条の2 出納機関は、前条の規定により現金又は証券を受領したときは、領収証書(第17号様式)を当該納入者に交付しなければならない。この場合において、証券によるものであるときは、当該領収書の表面の余白に「証券」と記載しなければならない。

2 (略)

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書(第16号様式)に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日(指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日)に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 (略)

いわき市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

(母子福祉資金貸付金の償還方法)

第8条 借受人は、母子福祉資金等借用書に記載した償還方法に基づき、償還すべき月の25日までに、当該償還金を母子福祉資金貸付金納付書(第17号様式)により納付しなければならない。

2～3 (略)

2 支出事務（その1）

補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例が認められた。

（こども支援課）

※ いわき市民間保育所等運営費補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第1号の規定による事業計画書及び第3号の規定による前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。

なお、当該事例については、令和元年度包括外部監査においても意見とされた事項であり、令和2年9月7日付けで措置通知書の提出があったにもかかわらず、措置が講じられていなかったものである。

いわき市補助金等交付規則

（補助金等の交付の申請）

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

いわき市民間保育所等運営費補助金交付要綱

（交付申請）

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする年度の5月末日までに、補助金等交付申請書（いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）第1号様式）及び補助金支出計画・実績書（別記様式）により、市長に申請しなければならない。

3 支出事務（その2）

会計年度任用職員に係る週休日の振替・4時間の勤務時間の割振り変更に関する事務について、適切な処理がなされていない例が認められた。

（白土保育所、豊間保育園、宮保育所、
綴保育所、高坂保育所、三阪保育所）

【事例1】白土保育所

※ 週休日である令和5年4月1日（土）を新たな勤務日としているにもかかわらず、週休日の振替を行っていなかった。【類例11件あり】

なお、豊間保育園、宮保育所、高坂保育所及び三阪保育所においても、同様の例が認められた。

【事例2】綴保育所

※ 週休日及び休日が重複する令和5年4月29日（土・昭和の日）に7時間45分を超える勤務を命じたことから、週休日の振替及び代休日の指定（勤務を命じられた職員が代休日の指定を希望しない場合は休日給の支給）をそれぞれ行わなければならないが、代休日の指定のみを行い、週休日の振替を行っていなかった。

【事例3】豊間保育園

※ 週休日であった令和5年4月8日（土）を新たな勤務日とし、同月5日（水）を新たな週休日としているにもかかわらず、週休日の振替・4時間の割振り変更簿が整備されていなかった。【類例9件あり】

なお、三阪保育所においても、同様の例が認められた。

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、市長が規則で定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち市長が規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休日の代休日）

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、市長が規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日の勤務日等（第8条の4第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第19条 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が規則で定める基準に従い、

任命権者が定める。

いわき市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則

(準用)

第13条 条例第3条から第10条までの規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、条例第3条及び第4条第2項中「短時間勤務職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、条例第8条の4第1項中「いわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第21号）第14条第4項」とあるのは「いわき市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年いわき市条例第25号）第11条」と読み替えるものとする。

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(週休日の振替等)

第3条 条例第5条の市長が規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

- 2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日等の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第8条の4に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。
- 3 任命権者は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第5条 任命権者は、条例第3条第1項ただし書の規定に基づき週休日を設け、同条第2項の規定に基づき勤務時間を割り振り、条例第4条の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第6条第1項の規定に基づき休憩時間を置き、又は条例第7条の規定に基づき休憩時間を置いた場合には、適当な方法により、速やかに、その内容を明示するものとする。

- 2 任命権者は、条例第5条の規定に基づき週休日の振替等を行った場合には、職員に対して、速やかに、その内容を通知するものとする。

(代休日の指定)

第7条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第8条の4第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

- 2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。
- 3 代休日の指定の手續に関し必要な事項は、市長が定める。

いわき市職員の土曜閉庁による週休二日制取扱要綱

(週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更)

第5条 (略)

2～6 (略)

7 振替又は割振り変更は、あらかじめ週休日の振替・4時間の勤務時間の割振り変更簿(第3号様式)により行い、これにより所属職員に速やかに明示するものとする。

4 支出事務（その3）

会計年度任用職員に係る超過勤務手当の支給に関する事務について、適切な処理がなされていない例が認められた。

（あさひ保育園、三阪保育所）

【事例1】あさひ保育園

※ 週休日である令和5年4月8日（土）、同月15日（土）及び同月22日（土）にそれぞれ1時間30分の勤務を命じているが、超過勤務命令簿が作成されておらず、超過勤務手当が支給されていなかった。【類例7件あり】

【事例2】三阪保育所

※ 週休日であった令和5年4月1日（土）から同月19日（水）に同一週を超えて4時間の勤務時間の割振り変更を行ったにもかかわらず、1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当が支給されていなかった。【類例1件あり】

【事例3】三阪保育所

※ 令和5年5月分給与として超過勤務手当を支給しているにもかかわらず、超過勤務命令簿に同月分の命令が記載されていなかった。また、超過勤務命令簿の命令者欄及び従事者欄に押印されていなかった。

いわき市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則

（準用）

第13条 条例第3条から第10条までの規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、条例第3条及び第4条第2項中「短時間勤務職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、条例第8条の4第1項中「いわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第21号）第14条第4項」とあるのは「いわき市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年いわき市条例第25号）第11条」と読み替えるものとする。

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 （略）

- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

いわき市職員服務規程

（休日又は時間外勤務）

第18条 公務のため必要があると認めるときは、所属長は、正規の勤務時間を超え、又は超勤代休時間、勤務時間条例第9条（会計年度任用職員勤務時間規則第13条において準用する場合を含む。）に規定する休日若しくは勤務時間条例第10条第1項（会計年度任用職員勤務時間規則第13条において準用する場合を含む。）に規定する代休日に勤務を命ずることができる。

- 2 前項の規定による勤務は、超過勤務命令簿（第19号様式）により命ずるものとする。

いわき市会計年度任用職員の給与に関する条例

(超過勤務手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の超過勤務手当は、常勤職員の例により支給する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の超過勤務手当は、市長が規則で定めるところにより支給する。

いわき市職員の給与に関する条例

(超過勤務手当)

第14条 (略)

- 2 (略)

- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定によりあらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が規則で定める時間を除く。）に対して勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 4～6 (略)

いわき市職員の給与の支給に関する規則

(超過勤務手当の支給割合)

第17条 条例第14条第1項の市長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第14条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125（勤務時間条例第5条の規定による4時間の勤務時間の割り振り変更を行つた場合において、新たに4時間の勤務時間が割り振られた日における勤務及び当該4時間の勤務時間を割り振ることをやめた勤務日における勤務（当該割り振ることをやめた4時間の勤務時間の範囲内における勤務に限る。）にあつては、100分の135）
 - (2) 条例第14条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135
- 2 条例第14条第3項の市長が規則で定める割合は、100分の25とする。

5 支出事務（その4）

会計年度任用職員に係る休暇に関する事務について、適切な処理がなされていない例が認められた。

（あさひ保育園、豊間保育園、三阪保育所）

【事例1】あさひ保育園

※ 特別休暇を週休日である令和5年6月17日（土）に取得していた。

【事例2】豊間保育園

※ 年次休暇を週休日である令和5年4月1日（土）に取得していた。

【事例3】三阪保育所

※ 令和5年5月2日（火）に取得した年次休暇について、年次休暇届簿による届出がなされていなかった。

いわき市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則

（休暇の種類）

第3条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、病気又は負傷のための休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次休暇）

第4条 年次休暇は、一の年度ごとにおける有給の休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1)～(2) (略)

2～4 (略)

いわき市職員服務規程

（休暇の手続等）

第10条 職員は、年次休暇（勤務時間条例第12条第1項及び会計年度任用職員勤務時間規則第4条第1項に規定する休暇をいう。以下同じ。）を受けようとするときは、年次休暇届簿（第11号様式）により、あらかじめ、所属長に届け出なければならない。この場合において、所属長は、その年次休暇の時季を変更するときは、年次休暇時季変更通知書（第11号様式の2）により、その旨を職員に通知しなければならない。

2 職員は、病気又は負傷のための休暇（勤務時間条例第13条及び会計年度任用職員勤務時間規則第5条に規定する休暇をいう。以下同じ。）、療養休暇（勤務時間条例第14条に規定する休暇をいう。以下同じ。）又は特別休暇（勤務時間条例第15条及び会計年度任用職員勤務時間規則第6条に規定する休暇をいう。以下同じ。）を受けようとするときは、特別休暇等承認願・確認簿（第12号様式）に所定の事項を記載の上、事前に所属長の承認（出産の場合の休暇（勤務時間規則第13条第1号並びに会計年度任用職員勤務時間規則第6条第1項第10号及び第11号に規定する休暇をいう。以下同じ。）については所属長の事前の確認。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により、事前に承認を受けることができないときは、その旨を連絡するとともに、事後速やかに所属長の承認を受けなければならない。

3～10 (略)

6 契約事務

契約事務において、契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。

(こどもみらい課)

※ 子ども食堂等運営支援業務委託の契約事務においては、市財務規則第136条第6項第7号を適用し、契約保証金の納付を免除しているが、当該委託契約は、同号の適用となる建設工事に係る設計、測量及び調査の委託契約に該当せず、同項各号に規定するいずれの免除要件も満たしていなかった。

いわき市財務規則

(契約保証金)

第136条 契約権者は、契約の相手方となるべき者をして、請負代金額又は契約代金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額）の10分の1以上の額（市有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、当該一般競争入札に係る入札保証金の額に相当する額）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めさせなければならない。

2～5 （略）

6 契約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前各項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が官公署その他これに準ずると市長が認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約（工事又は製造の請負契約並びに設計、測量及び調査の委託契約を除く。）の相手方が、過去2年間に市若しくは他の地方公共団体又は国とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 1件100万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (6) 1件の請負代金額が500万円未満の工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 1件の契約代金額が300万円未満の設計、測量及び調査の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 随意契約（次号に規定する随意契約を除く。）を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が100万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (9) 土地又は建物の売却に係る随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

7～8 （略）

7 財産管理事務

郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。

(宮幼稚園)

※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点(令和5年8月9日)において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、はがきの現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。

いわき市文書等管理規程

(発送)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿(第11号様式)により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

<意見又は要望とする事項>

支出事務（保育所に勤務する会計年度任用職員の服務に関する事務について）

保育所に勤務する会計年度任用職員に係る事務については、前回の令和2年度定期監査において、週休日の振替・4時間の勤務時間の割振り変更に関する事務や年次休暇に関する事務が適切に行われていない例が複数の保育所で認められた。これらを受け、こども支援課においては、保育所及び地区保健福祉センターに対し、関係帳簿の整備について指示を行うとともに、超過勤務手当の考え方について改めて周知するなどの措置を講じたところである。

しかし、今回の定期監査においても、前回と同様の事例に加え、超過勤務手当の支給に関する事務については是正改善を要する例が認められたほか、一部の保育所においては、会計年度任用職員の勤務条件を誤認している例も見受けられ、勤務時間や給与における不利益を生じさせる結果となっている。

保育所は「いわき市職員の土曜閉庁による週休二日制取扱要綱」に規定する開庁部門であるため、正規職員は同要綱に規定された基準に基づいて週休日が割られるが、会計年度任用職員は、原則として閉庁部門に勤務する職員と同じく、土曜日及び日曜日が週休日として勤務条件通知に明示されている。また、保育所に勤務する会計年度任用職員は、保育士、調理員、事務補助等の職種が配置され、1週間の勤務日数や1日の勤務時間が職員ごとに異なる上、各保育所においては、入所児童数や児童の状況に応じて、保育士の配置基準を充足する必要があることから、会計年度任用職員の服務管理は、非常に難度が高く複雑となっている。さらに、会計年度任用職員の給与支給に関する事務については、専用システムにおいて処理されているが、給与の算定基礎となる服務管理については、システム処理ではなく、引き続き各種の帳簿により行われていることから、事務処理誤りの発生するリスクが高いものと評価される。

こども支援課においては、前回定期監査の指摘事項に対して講じた措置に加え、令和2年度から全保育所に事務補助を行う短時間勤務の会計年度任用職員を配置し、文書整理全般等の業務を担うことにより、保育士の事務負担の軽減を図っているが、今回の監査結果を鑑みるに、各保育所において適正な事務処理が行われているとは言いがたい。

については、各保育所において、会計年度任用職員の勤務条件を把握し、条例及び規則等に基づく勤務時間・休暇制度や事務の取扱いを十分に理解することはもとより、こども支援課にあっては、管理監督者である所長等や事務補助を行う会計年度任用職員に対し、会計年度任用職員の勤務時間・休暇制度について、関係課等と連携し、定期的に研修を実施するなどにより改めて周知徹底を図るとともに、マニュアルの整備や各保育所からの相談体制の確立、システム導入等の方策を講じるほか、真に必要と認められる場合は個別に会計年度任用職員の勤務条件を見直すことも含め、適正かつ効率的な服務管理を行うことができる体制強化と環境整備を検討されるよう望むものである。

（こども支援課）

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第19条 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

いわき市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年いわき市条例第23号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(準用)

第13条 条例第3条から第10条までの規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、条例第3条及び第4条第2項中「短時間勤務職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、条例第8条の4第1項中「いわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第21号）第14条第4項」とあるのは「いわき市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年いわき市条例第25号）第11条」と読み替えるものとする。

いわき市職員の土曜閉庁による週休二日制取扱要綱

(週休日及び勤務時間の割振り権者)

第3条 週休日及び勤務時間の割振りは、所属長が行う。

(開庁部門に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第4条 所属長は、週休日及び勤務時間の割振りを行う場合においては、別表に定める基準（病院に勤務する職員にあっては、別に定める基準）に従い、週休日の指定簿（第1号様式）により行うものとする。ただし、交替制勤務等に従事する職員でこれによることが困難なものについては、所属長が別に定める様式で行うことができる。

2～4 (略)